

2009 連合大阪地域ミニマム運動

①2009 連合大阪地域ミニマム額の設定

連合大阪は、「賃金全数調査」（大阪府内の 300 人未満の中小単組を対象にした組合員一人ひとりの賃金実態調査）を行い、16,598 人のデータを集約することができた。このうち、サンプル数が多く、偏りの少ない「製造業・男女」（13,599 人：全体比 81.9%）の第 1 十分位の特性値を基準に、地域ミニマム額を設定した。最低賃金とならんで、労働者の最低生活を保障するものとして、大阪府域にこのミニマム基準を広げていく。

2009 年度ミニマム設定額			
18 歳	157,000 円	40 歳	265,000 円
20 歳	162,000 円	45 歳	280,000 円
25 歳	185,000 円	50 歳	290,000 円
30 歳	210,000 円	55 歳	300,000 円
35 歳	240,000 円		

*ミニマム設定額の根拠と考え方

- ① 35 歳を基本年齢（100%）とし、設定年齢を 20・25・35・40・45・50・55 歳の 9 つの年齢ポイント別に設定している。
- ② 2008 年直近の賃金実態調査結果の「製造業・男女」（連合大阪：13,599 人）の第 1 十分位の特性値を基準に額を設定した。
- ③ 設定額は、2009 年 2 月度から適用し、年齢基準は 2009 年 4 月 1 日以降から 2010 年 3 月 31 日までの期間にそれぞれ設定年齢に到達する者とする。

<参考>

*年齢別賃金特性値表

基準内賃金の平均値、最小値、第 1 十分位、第 1 四分位、中位数、第 3 四分位、第 9 十分位、最大値がそれぞれ年齢別に表示されている。基準内賃金を低い方から順に並べた場合、低い方から 10%目にあたる値を第 1 十分位、25%目にあたる値を第 1 四分位、ちょうど真ん中（50%目）の値を中位数、以下同様に 75%目の値を第 3 四分位、90%目の値を第 9 十分位と呼んでいる。

これらに加えて、第 1 十分位と第 1 四分位の 3 次回帰、1 次回帰の結果を線グラフで示している。3 次回帰は 18 歳から 55 歳までを 3 次曲線で、1 次回帰は 20 歳から 40 歳までを直線で描いている。